



東御市農業経営基盤の 強化の促進に関する基本的な構想



令和 2 年 4 月
長野県 東御市

目 次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
・・・1ページ
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
・・・6ページ
- 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する
目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
・・・7ページ
- 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
・・・8ページ
- 第5 その他
・・・17ページ

東御市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 東御市の農業の現状と振興方針

東御市の農業は、澄んだ空気と豊かな風土に恵まれ、稲作と果樹を中心に、野菜、畜産など多角的に発展してきた。古くから農業用水やため池の整備などにより「水」の確保に取り組んできた苦勞の歴史を背景に、全国でも有数の寡雨地域でありながらも、米、巨峰、くるみ、白土バレイショなど、全国に自慢できる農産物を生産している。

一方で、昨今の社会・経済情勢の変化に伴い商工業や観光への比重が高まる反面、農業生産は低下傾向にあり、本市においても、基幹的労働力の他産業流出による農業従事者の減少や高齢化による遊休農地の増加など、農業の抱える様々な課題が表面化している。

「人と自然が織りなす しあわせ交流都市」を都市の将来像として掲げる本市において、農業は将来にわたって自然環境及び景観の保全のためにも欠くことのできない基幹産業であり、農業にたずさわる人々が、熱意と意欲を持ってその経営に取り組み、また全ての市民が、安全で安心な地元農産物の供給を受け、豊かな自然環境のもとで、いきいきと健康的に生活できる地域づくりを実現していくことが極めて重要である。

このような背景のもと、地域農業と農村の振興に係る基本事項を明らかにした東御市農業基本条例を平成17年3月に制定、自然と共生した農業と農村の持続的発展と安全な食料の確保を基本理念に据え、それを実現するための基本的な方針をつぎのとおり定めた。

- (1) 農業用水の良好な水質と十分な量を保ち、将来にわたり優良な水辺環境を守ること。(水づくり)
- (2) 優良農地の確保と調和のとれた農地の有効利用を進めること。(土づくり)
- (3) 安全で安心な農産物が、地域の特性を生かしながら安定的に生産される体制を築くとともに、地元農産物の消費拡大を図ること。(ものづくり)
- (4) 農業と農村を支える担い手を育て確保するとともに、収益性の高い地域農業を確立し、農業の持続的発展を図ること。(ひとづくり)
- (5) 農業と農村の自然環境と景観を守り育てるとともに、地域住民の合意と参加による地域づくりを進めること。(地域づくり)

この方針に添った農業振興に資する施策を、市、農業委員会、農業関係機関・団体、農業者等により構成される東御市農業農村支援センター（東御市地域担い手育成総合支援協議会、以下「支援センター」という。）を中心に、関係機関が連携し総合的・複合的に推進する。

この推進にあたっては、農業者や市民の参画と協力並びに地域の合意に基づき作成される「人・農地プラン」の実質化の取組を進めることで明確化した地域の将来方針に基づき農地中間管理事業の活用等により農地の集積・集約を進めながら、担い手経営体（中心経営体）が中心となる持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じて、農地利用の効率化・高度化による力強い農業構造を構築するとともに、生産基盤の整備や生産供給体制の強化を図る。また、消費者の動向や流通の多様化にも対応しながら生産性の向上と高付加価値化を進め、地域の特色を生かした魅力ある農業経営の確立を目指すものとする。

2 農業構造の動向と課題

(1) 農家と農業者

産業構造の変化に伴い、効率的経営体を目指す担い手農家のほか、安定兼業農家、自給的農家、土地持ち非農家へと農家の階層分化が進行する中で、規模拡大を図る担い手と経営規模を縮小する農家との二極化も進んでいる。一部でIターンや後継者の就農も見られるが、農業従事者の減少と高齢化は更に進展すると見込まれ、生産力の減退及び農地等地域資源の維持・保全が困難になる恐れもある。

これらに対応するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）など現に地域の中核的担い手である経営体を支援して育成を図るとともに、認定志向農業者の掘り起こしや支援センターによる新規就農相談、就農トレーニングセンター及び就農支援住宅を活用した新規就農者の受入れと支援を拡充し、将来の担い手を確保するほか、集落を基礎とした協業体制や生産組織の育成、農作業ヘルパー等補助労働力の充実化、特定法人貸付事業を活用した株式会社等の新規参入促進など、多様な担い手の育成を図る。

また、農業経営への女性の参画を促進するため、農業経営改善計画の共同申請や集落営農への参加を推進し、生活改善グループや農産加工団体等の活動を支援するとともに、農業と農村を側面から支える人材を確保するため、農用地の貸借（及び所有権の移転）に係る農家要件の緩和を検討するなど、だれもが農業を体験し参入できる環境を整える。

(2) 農用地等

農用地は、都市化の進展に伴い他用途への転用が進み、減少傾向が続いている。水田はほぼ圃場整備済みであるが、傾斜地や起伏の多い地形のため、山間部の水田や畑地の基盤整備は遅れており、こうした条件不利地を中心に遊休農地が増加している。

土地利用に関しては、引き続き優良農地の確保を基本とし、農業振興地域整備計画に即した有効な農用地利用に努めるとともに、基盤整備関連事業の計画的な導入や農業者等による小規模土地改良事業を支援し、生産性の向上を図る。復旧が困難な山ぎわの荒廃農用地については、山林への転用も視野に入れ、新たな地域資源としての活用を検討する。

農用地の利用集積については、利用権の設定等による担い手への集積が堅調に進んできたが、近年では、担い手の高齢化や個人経営体の規模拡大が限界に近づいていること、農地の資産的保有傾向が強いこと等により伸び悩み傾向にある。近い将来、兼業農家の世代交代等により流動化の対象となる農用地が多く発生することも見込まれることから、農業委員会や支援センターの主導による農用地利用調整活動を活発化させ、農地中間管理機構が行う事業とも連携を取りながら、担い手への面的な集約や作業受委託の促進を図る。

(3) 農業技術、資本装備

農業技術については、農業者の進取的取組みと関係機関等の指導、普及により生産性の向上に寄与してきた。今後も関係機関連携のもと、生産性と品質の向上・安定化技術、省力・低コスト化技術、新品種・新作物等の育成技術及び環境にやさしい農業生産技術等について、地域特性を考慮しながら導入と普及を図る。

機械・施設等については、大型機械の導入や施設化が進み生産効率の向上に一定の成果を見た反面、兼業農家や比較的規模の小さい農家の過剰投資が課題となっている。今後は、強い農業づくり交付金等の事業や制度資金、リース事業等を活用しながら、生産体制の集団化・組織化や機械・施設の共同

利用を促進し、経営の合理化と基盤強化を図る。

3 効率的経営体の目標

東御市は、地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、育成すべき効率的経営体の主たる農業従事者それぞれが、農業所得と労働時間において地域の他産業従事者と均衡する水準を実現し得るものとする必要がある。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり530万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体为本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤強化の方向

(1) 基本的な誘導方向

市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向及びその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業または、その他の措置を総合的に実施する。

そのため、支援センター、市、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等のさらなる連携と指導體制の強化を図り、農業者との関係を密にする。支援センターは、集落における農業の将来展望と担い手を明らかにするための話し合いを促進するとともに、望ましい経営を目指す農業者やその集団等に対して営農診断や営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体となって地域農業の将来を選択判断すること等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 構造再編の方向

今後は、農家の階層分化と多様化が進行し、高齢の農家や自給的農家は作業委託による経営の外部依存を強めながら規模を縮小する方向に向かい、土地持ち非農家も増加すると見込まれる。これら規模縮小部分の受け皿づくりを進めるため、農地の流動化を経営形態に即した指導、育成を行う。

ア 個別経営

魅力ある農業経営を意欲的に志す農業者を確保・育成し、効率的経営体への移行を誘導する。

新規就農者及び土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握をし、両者を適切に結びつけて利用権設定を進め、集団化・連担化した条件で意欲的な担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

また、集約的な農業経営の展開を助長するため農業関係機関等の指導により、既存施設園芸の作型、品種の改良による高収益化や新規作目の導入を進める。

イ 組織経営

生産組織を育成し、個々の農家の営農を補完しつつ効率的な組織経営体への移行を誘導する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであり、同時に農業生産法人等組織経営体への経営発展母体として重要である。このため、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

個別経営体のうち、経営規模の拡大等により企業的経営への展開を目指す者を育成しながら法人化へ誘導する。

ウ その他経営

十分な担い手の確保・育成が困難な地域においては、当面の間、農地の維持・管理を行うことを主体として集落等を単位とした営農組織の育成を図るとともに、当該組織の法人化若しくはオペレーターの個別経営体への移行を誘導する。また、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的経営体若しくはそれを目指す農業者と兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家との間で地域資源の維持管理や補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、農村コミュニティの維持が図られ、相互にメリットを享受できる仕組みを構築する。

(3) 構造再編の方法

ア 経営体の明確化

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係する機関及び団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図る。

また、法23条に基づく農用地利用改善事業の実施と特定農業法人制度を活用し組織経営体の位置付けを明確化する。

イ 指導体制の確立

支援センターを核とし、認定農業者、認定新規就農者、今後認定を受けようとする農業者及び生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等経営改善方策の提示等による重点的指導を行い、効率的経営体の育成を図る。また農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果を点検・検証するとともに、新たな計画作成の支援等を行う。

支援センターは、地域における本構想の実践機関として、長期的かつ総合的な農業活性化計画の樹立及び市農業の具体的振興方策の策定、地域営農システムの確立など、地域農業の推進の核としての役割を担う位置付けとする。

ウ 農村構造再編の推進

農業生産構造の再編と併せて、地場産業の育成、農村都市交流等による安定的な他産業就業機会の確保を図る等農村全体の構造再編対策を一体的に推進し、健全な農村コミュニティの発展と魅力のある定住社会の建設を図る。

エ 農地流動化対策

昭和55年以降、利用権の設定等による農地流動化面積が増加し、中核的担い手農家への集積がある程度促進された。今後は、中間管理機構が行う特例事業等の活用や、農地基本台帳システムの拡充と利活用により、効率的経営体への利用集積を図り経営規模の拡大を進めるとともに、農作業受委託の促進を含め農協や農業委員会、支援センターが連携を取りながら、農地の流動化を積極的に図る。

集落段階においては、農用地利用改善団体の見直しと活動支援、新たな団体の育成支援等により、地域の合意による担い手支援及び特定農業法人・団体の育成を図る。

オ 部門別誘導方向

①普通作物

米、麦、大豆等土地利用型農業については、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の特例事業等の積極的な活用により、農作業受委託の推進、規模拡大、農地の連担化を推進し、効率的な作業単位の形成と生産性向上を図る。

水稻は基幹作物の1つと位置付け、需要に応じた計画的生産を図りながらも、特別栽培米や原産地呼称制度への取組みなど、需要拡大につながる「売れる米づくり」を推進する。

大豆は、兼業・高齢農家による小規模な作付けが大半であるが、市内農産加工団体の豆腐、味噌等の原材料として必要量を安定確保するため、作付け拡大と契約栽培を推進し、栽培指導等による品質向上を図る。また、麦と併せて他作物との輪作体系に組み入れ、安定生産と畑地の有効利用を図る。

②園芸作物

野菜、果樹、花き等の園芸作物については、長野県が推進する園芸振興との連携を取りながら、作物別産地体制の維持、マーケティング面からの先進技術の導入による戦略的振興作物の選定、高能率機械作業体系及び施設化の確立、共選、共販等の推進、雇用労働力の確保と調整等により生産性の向上と規模拡大を図る。施設型農業については高収益作目の導入と経営管理の合理化、土地利用型部門の委託等により経営の安定化を図る。

花きは時代のニーズに合わせた品種の選定、新品種の開発、栽培技術の統一及び施設化を含めた効率的生産体制の確立を図る。

バレイショ、スイートコーン、アスパラガス、ブロッコリーは一層の産地化を進め、作付けの団地化、省力化等により体質強化を図るとともに、環境に配慮した栽培技術の導入と普及を図る。

ワイン用ぶどうは平成20年11月に「ワイン特区」の認定を受けたことにより新規参入しやすい環境が整い、他の農作物の栽培地との調和を取りながら作付けの推進を図る。

③畜産

酪農、肉牛、養豚等畜産経営については、先進技術と高能力家畜の導入及びその改良、経営管理の合理化と併せて自給飼料基盤の整備、ヘルパー制度の活用等により、安定経営の確立を図る。

また、家畜排泄物の適正な管理と有機物資源の有効活用を進め、耕種農家と連携した堆肥による土づくり（地力増強）を促進するなど、環境に配慮した循環型生産体系を確立する。

④特用作物

薬用人参等特用作物は複合経営の一環として組み入れ、高い技術力を生かした高品質生産と省力栽培技術の導入を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

新規就農の状況については、概ね順調に推移していることから、今後も年間1～3人程度（40歳未満）の確保を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進する。

また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組みを進める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行い、新規就農者の確保を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的経営体の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと、別掲「主要営農類型一覧」のとおりである。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする新規就農者の指標として、生産技術及び経営管理能力を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと、別掲2「主要営農類型一覧（新規就農者）」のとおりである。

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、本市及び近隣市町村の実現を勘案しつつ、それぞれの営農タイプの作物別の主要技術に基づいて進める。

(2) 経営管理

経営管理能力の向上とあわせて、複式簿記の記帳と青色申告の実施による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上、コスト計算の実施により生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進する。

(3) 農業従事の態様等

経営規模の適正化や品種の組み合わせによる労働力の平準化、補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指す。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
50%	

(2) 農用地の面的にまとまった形での利用集積についての目標

効率的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要である。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業等による農用地の面的集積の促進に努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は令和10年とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

農用地は、都市化の進展に伴い他用途への転用が進み、減少傾向が続いている。水田はほぼ圃場整備済みであるが、傾斜地や起伏の多い地形のため、山間部の水田や畑地の基盤整備は遅れており、こうした条件不利地を中心に遊休農地が増加している。また、近年では、担い手の高齢化や個人経営体の規模拡大が限界に近づいている現状にある。

(2) 今後の農地利用等の見直し及び将来の農地利用のビジョン

農地利用に関しては、引き続き優良農地の確保を基本とし、農業振興地域整備計画に即した有効な農用地利用に努めるとともに、基盤整備関連事業の計画的な導入や農業者等による小規模土地改良事業を支援し、生産性の向上を図る。復旧が困難な山ぎわの荒廃農地については山林化も視野に入れ、新たな地域資源としての活用を検討する。

近い将来、兼業農家の世代交代等により流動化の対象となる農用地が多く発生することも見込まれることから、農業委員会や支援センター主導による農用地利用調整活動を活発化させ、「東御市人・農地プラン」に基づき、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。その際、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用するものとする。

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、支援センターを活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担により、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、長野県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 地力の維持培養及び堆きゅう肥等有機物資源の有効活用を推進する事業
- 7 女性活動を促進する事項
- 8 農業競争力強化基盤整備事業
- 9 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。県営ほ場整備事業が実施された地域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組みによって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

更に農用地利用改善団体を育成しながら、特定農業法人制度についての啓蒙に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

①農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、(ア)、(エ)及

び(ホ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん事業の譲受け候補者として適当と認められる者であること。

②混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の①の(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

①耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認めること。

エ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

オ アからエに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付24経営第564号）別紙10第1の3に基づき、様式第7号による開発計画を提出させる。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

①当該開発事業の実施が確実であること。

②当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

③当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出の場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ア 市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- イ 市は、(5)のイからウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資する用にする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの③に掲げる事項については、(1)のウに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)のエウに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のウに該当する者である場合には、次に掲げる事項

- ①その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認める場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ②その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産の利用状況について市長に報告しなければならない旨
- ③その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア)農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ)原状回復の費用の負担者
- (ウ)原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ)賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ)その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権の使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを市農業委員会に提出するものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のウに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

- ①その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に生じている時
- ②その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経

営を行っていないと認められるとき

- ③その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

イ 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号にかかる賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

- ① (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のウに規定する者がその農用地を適正に利用しないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち(イ)の①及び②に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することを他所定の手段により公告する。

エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

オ 市農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、農地中間管理事業の活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う(公財)長野県農業開発公社との連携のもとに、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、法改正に伴い農地中間管理事業への移行が円滑に進むよう、統合に向け調整を進めます。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域

等から、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- ②農用地利用改善事業の実施区域
- ③作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ④認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- ⑤認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ⑥その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規程する区域をその地区とする地域関係農業者の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ①農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
- ②農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
- ③(4)のアの④に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- ④農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経

営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、（4）のイに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ①特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- ②特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ③特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）のイの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）のイに掲げる要件に該当するときは、（5）のイの認定をする。

- ①イの②に掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- ②申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は六亭農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

ア （5）のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう務めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)長野県農業開発公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 地力の維持培養及び堆きゅう肥等有機物資源の有効活用を推進する事項

市は、地力の維持培養及び堆きゅう肥等の有効活用を推進するため、施設整備の促進、堆肥化技術の普及、耕種農家と畜産農家の連携による堆肥利用の拡大を図るとともに、農業と市民生活の有機的な結合による有機物資源循環型地域社会の確立を積極的に推進するものとする。

8 女性活動を促進する事項

市は、女性労働軽減の促進、農村女性で構成する自主的集団活動等に対し、必要な支援、指導を積極的に行うものとする。

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、元気な地域づくり交付金事業及び強い農業づくり交付金事業の計画的導入、市単農業振興事

業及び小規模土地改良事業等により農業農村の生産基盤整備、農業用水の確保、集落環境の整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を促進する上での条件整備を図る。

イ 市は、地域資源活用総合交流促進施設、農林産物処理加工施設、農林産物直売・食材供給施設等の効率的活用による農林産物、地域特産品や壮大な自然、環境の供給体制を整備することで、農業者と市民、都市と農村の交流を促進し、都市生活者に対し農業への理解を醸成するとともに、総合的な農業振興と農業農村の活性化を図る。

ウ 市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稲作、転作を通じ望ましい経営の育成を図るとともに、農用地利用の集積、連担化による農作業効率のよい経営体への形成等望ましい営農展開を図る。

エ 市は、農業集落排水事業整備計画に基づき、農業集落排水事業及び小型合併処理浄化槽事業の実施を促進し、生活環境の向上を目指すと共に、定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努める。

オ 市は、中山間地域農業直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業を適切に推進し、適正な農業生産活動等の維持、耕作放棄の抑制、洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上を図り、農業者をはじめ広く市民が参画する体制のもとで、農業農村が持つ国土の保全・水源のかん養・良好な景観形成等の多面的機能の維持、向上に努める。

カ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の推進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、支援センターのもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、令和2年4月1日から施行する。

別紙1（第4の1（1）才関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7若しくは8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃貸による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定方法	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年又は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効力を発揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でないと認められる場合、その他特別な事情があると認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 存続期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約しようとする場合には、相</p>	<p>1. 農用地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときはその採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合には、その賃貸はそれを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所地に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外の物で定めた場合は、原則として毎年のある一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により、当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額その時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、東御</p>

<p>手方の同意を要するものとする。</p>	<p>に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
------------------------	---	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上利用を目的とする貸借権又は使用賃貸による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定方法	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>I の①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときはその農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	<p>I の③に同じ。</p>	<p>I の④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済の方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃及び報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「賃貸」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情のもとで行われる取引を除く。）その価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所地に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限まで対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限まで対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。